会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

# 季節性インフルエンザ流行期の抗インフルエンザウイルス薬不足への対応について

## １．経緯

- 昨年（令和６年）末に季節性インフルエンザの定点患者数が過去最高を記録し、感染者の急増に伴う抗インフルエンザウイルス薬の需要が急増する中、一部品目の需要が増加したことにより、当該品目の製薬企業が供給停止したことを受けて、多数の製薬企業が限定出荷を行ったため、市場における抗インフルエンザウイルス薬が偏在し、一部の医療機関・薬局で不足する状態となった。

※　日本全体でみると、製薬企業及び医薬品卸売販売業者の在庫が約1,000万人分あり、その時点の感染状況に対して不足していたものではない。

- 一方「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和６年７月２日閣議決定）」等に基づき、新型インフルエンザ対策として、全り患者の治療その他医療対応に必要な備蓄量として4,500万人分を目標とし、流通備蓄分（※）1,000万人分を除き、国と都道府県で3,500万人分を均等に備蓄しているところ。

※　流通備蓄分とは、市場に流通している製薬企業及び医薬品卸売販売業者の保有分を指しているものであり、厚生労働省が各製薬企業に対し、通知にて流通備蓄分としての量を示している。

- 本年の通常国会での国会質疑をはじめ、急激な感染拡大が生じ、抗インフルエンザウイルス薬の入手が困難になった際に備蓄薬の放出を求める世論の声があった。

## ２．対応案

○　抗インフルエンザウイルス薬不足への対応については、以下の①、②の順で対策を講じてはどうか。

①　抗インフルエンザウイルス薬の安定供給については、従来行ってきた、製薬企業への増産の要請（※）を行うとともに、医療機関・薬局卸業者への抗インフルエンザウイルス薬の過剰な発注の抑制等に係る協力依頼及び適正流通の指導といった対応等により、想定を超える季節性インフルエンザの流行があった場合であっても、抗インフルエンザウイルス薬が安定的に供給される体制の整備を行う。

※　令和７年度の抗インフルエンザウイルス薬の供給量は令和６年度の３倍程度の量の増産を見込んでいる。

②　上記①の安定供給にかかる対応を講じた上でもなお、製薬企業において、供給停止のおそれが生じた場合には、国の備蓄薬を一時的に使用する。